

手順書及び注意事項

予 約

実施日の2週間前までに、昭島市環境課へ予約をしてください。
(年間予算を超過した際には、お断りする場合があります。)

申 請

予約後、速やかに『昭島市リユース食器利用申請書』に必要事項を記入のうえ、環境課へ提出してください。

受 取

申請書に記載した受取希望日に、環境課でリユース食器をお受け取りください。
※環境課から『リユース食器回収所』と『リユース食器使用中』ののぼり旗を貸し出しますので、併せてお受け取りください。

返 却

申請書に記載した返却予定日に、環境課へリユース食器をお返しくください。
※環境課で貸し出した『リユース食器回収所』と『リユース食器使用中』ののぼり旗も一緒にお返しくください。

◇◇◇◇ リユース食器を利用される皆様へ ◇◇◇◇

次のことを必ずお守りください。

1. 食品衛生法などの関係法令を遵守してください。
2. 食品や食器の衛生管理に努めてください。
3. リユース食器の使用は、1回としてください。(おかわりする場合も同じです。)
4. 使用したリユース食器は、洗浄する必要はありません。ただし、食べ残しがある場合は、食べ残し分の廃棄をお願いします。
5. リユース食器を確実に回収できる措置を講じてください。(リユース食器回収所ののぼり旗の設置を含みます。)
6. 揚げたての料理をすぐに容器へ移すと、溶けてしまう場合がありますので、ご注意ください。
7. リユース食器を利用する間は、リユース食器使用中ののぼり旗を設置し、啓発に努めてください。
8. リユース食器は、申請したイベントなどで予定している飲食物以外には使用しないでください。

【問い合わせ先】

昭島市環境部環境課計画推進係

電話 544-5111 (内線) 2295・2296